

令和2年度

単価契約仕様書

名称 路面電車軌道敷路面外維持管理業務

特定の場合

その業者名 \_\_\_\_\_

# 業 務 仕 様 書

## 1. 業務の目的

本業務は、軌道敷内の落ち葉清掃、排水施設清掃及び構内清掃等を行うことにより、電車の滑走防止による安全走行の確保、軌道の適正な維持管理の確保を図ることを目的とする。

## 2. 業務の内容

### (1) 軌道敷路面清掃

#### ① 業務内容

本線の軌道敷内について、路面清掃車あるいは人力により落ち葉等の清掃を行い、発生した土砂は産業廃棄物処理施設に搬出する。なお、路面清掃車による路面清掃は原則として早朝の電車営業時間外、人力による路面清掃は昼間の電車営業時間内に行う。

#### ② 業務日

委託者担当係員が指定した日。

### (2) 排水施設清掃

#### ① 業務内容

集水桝（U字側溝等の排水施設を含む）を、側溝清掃車等を使用し電車営業時間外に清掃し、発生した土砂は産業廃棄物処理施設に搬出する。

#### ② 業務日

委託者担当係員が指定した日。

### (3) 輪縁路清掃

#### ① 業務内容

輪縁路内の土砂や落ち葉等を人力により清掃し、発生した土砂は産業廃棄物処理施設に搬出する。

#### ② 業務日

委託者担当係員が指定した日。

### (4) 構内清掃

#### ① 業務内容

構内の土砂や落ち葉等を人力により清掃・分別し、指定する場所へ搬出する。

#### ② 業務日

委託者担当係員が指定した日。

### (5) 構内除草

#### ① 業務内容

構内の草刈りを行い指定する場所へ搬出する。

#### ② 業務日

委託者担当係員が指定した日。

## 3. 業務の履行期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

#### 4. 積算上の留意事項

本業務における労務単価は、以下の補正を考慮する。

なお、作業区分は設計書の規格欄に明記してあるので、確認すること。

##### (1) 昼間軌道外作業

労務費の補正は行わない。

路面清掃(人力)については、昼間軌道内作業であるが、それを前提として歩掛を策定したため、労務費の補正は行わない。なお、設計書の規格欄には昼間軌道外作業と明記する。

##### (2) 昼間軌道内作業

令和元年度施行 札幌市土木工事積算要領及び資料 I 第02章 工事費の積算

①労務単価の補正を基に算定を行う。

###### 【算定式】

設計労務単価 =  $P \times 1.14$       P: 公共工事設計労務単価(昼間)

※ 補正割増系数 = 1.14(著しく時間的制約を受ける)

##### (3) 夜間軌道内作業

###### 【算定式】

設計労務単価 =  $P \times 1.5$       P: 公共工事設計労務単価(昼間)

作業時間帯については下記のとおりとする。

・ 拘束時間	= (21:00~6:00)	= 9 h
・ 休憩時間	= (23:00~24:00)	= 1 h
・ 夜間割増時間	= (21:00~23:00)+(0:00~6:00)	= 8 h
・ 作業時間	= 9時間 - 1時間	= 8 h

#### 5. 仕様書等の遵守

本仕様書のほか、軌道敷内作業等事故防止マニュアル、札幌市土木工事共通仕様書及び関係法令等を遵守すること。軌道敷作業等事故防止マニュアルは業務契約締結後に配布するものとする。札幌市土木工事共通仕様書は札幌市財政局工事管理室ホームページよりダウンロード可能である。

#### 6. 安全対策等

- (1) 現場での業務は、一般車両及び電車等の通行に十分注意するとともに、必要に応じて安全施設及び交通誘導警備員を適正に配置すること。作業に従事するものは安全チョッキを身につけること。また、電車の接近は、交通誘導警備員による見張り及び運行ダイヤ等により確認し、作業時における安全を確保すること。
- (2) 業務により施設に損害を与えた場合は、速やかに原形に復旧すること。
- (3) 業務中の事故等については、受託者の責において解決すること。
- (4) 業務従事者は、利用客の誤解をまねかないよう言動に注意すること。
- (5) 業務従事者は、清潔な服装を着用し、利用客等に不快感を与えないよう配慮すること。
- (6) 業務従事者は、委託者発注業務の受託者であることを明確にするため、業務中は腕章を着用すること。

##### 腕 章 例

路面電車軌道敷路面外維持管理業務責任者
会 社 名

路面電車軌道敷路面外維持管理業務員
会 社 名

## 7. 業務主任の選任

- (1) 業務履行にあたっては、その業務に係る作業現場に業務の責任者である業務主任を配置すること。業務主任は連続稼働を要する業種については常時作業現場に出勤可能な者を配置すること。また、断続する作業については適時配置するものとする。  
なお、業務主任は、専ら当業務に従事する専任の者を配置すること。
- (2) 業務主任は、輸送の安全確保に努めるとともに、その業務に係る技術、労務、工程及び安全管理並びに作業場の風紀維持の管理業務を行うこと。
- (3) 業務主任は、当該業務に係る判断力及び作業の指導等の総合的な能力を有したものを配置すること。
- (4) 業務主任は、業務実施上発生する諸問題等に即対応できるものとし、不在の場合の代理人を予め届けておくこと。
- (5) 業務主任は、工程の進捗状況等を適時担当係員に報告すること。
- (6) 業務主任は、業務の中で補助者を定め、各部門の作業内容を常時把握させるとともに作業改善に努めなければならない。
- (7) 業務主任等指定通知書には、経歴及び雇用関係を証明する書類を添付すること。

## 8. 保守要員の資格等

保守要員は、直接雇用契約関係にある者でなければならない。また、出向社員及び契約社員の場合は、出向社員にあつては出向契約書の写し、契約社員にあつては雇用契約書の写しを提出し、委託者の承諾を得ること。この場合、契約期限が当該委託期間の終了前にある場合は認めない。さらに、出向社員及び契約社員は業務責任者としては認めず、両者の人数は当該保守要員の概ね半数までとする。ただし、高年齢者雇用安定法による雇用等により、従前から継続して雇用される出向社員及び契約社員は出向契約書及び雇用契約書の期限を問わないものとする。

なお、特殊作業における場合等、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

## 9. 提出書類

- (1) 業務着手届                      業務主任等指定通知書、業務主任等経歴書を添付
- (2) 業務計画書                      札幌市土木工事共通仕様書1-1-1-5 施工計画書に準じたもの
- (3) 作業日誌                        作業日毎
- (4) 業務完了届
- (5) 業務完了書類                      (施工写真、出来高表等の業務履行確認資料)
- (6) 業務従事者名簿

氏名、年令、経歴を確認できるものを添付すること。恒常的雇用関係が確認できる書類（保険証の写し）等を添付すること。

なお、出向社員の場合は出向契約書の写しを提出し、契約社員の場合は雇用契約書の写しを添付すること。

- (7) その他委託者の担当係員が必要と認めたもの

## 10. 安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底について

- (1) 受託者は安全第一の意識を持って、札幌市交通事業振興公社軌道整備事業安全管理規程で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備のうえ、業務従事者にはこれを徹底させること。

- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力をするとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との密接な連携を図ること。
11. 法令遵守（コンプライアンス）の徹底  
受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。
12. 産業廃棄物について  
業務の履行にあたり産業廃棄物が生じる場合は、処理方法等について委託者と別途協議すること。
13. 関係法令等の周知徹底について
- (1) 軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・J I S等の周知について  
管理者（現場管理者含む）、検査実施者（補助者除く）の全員に、軌道建設規定・軌道運転規則・整備心得・整備マニュアル・J I S等の関係法令等を周知するものとする。  
また、一部を外部に委託（再委託）する場合も、委託先の管理者（現場管理者含む）検査実施者（補助者除く）の全員に同様の周知をさせること。
  - (2) 周知記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」の提出について  
周知の実施後は、会社名、契約件名、対象者の氏名及び役割（管理者、設計者、検査実施者）を明記し、日時・場所と具体的な周知内容、周知方法を記載した記録「技術基準・実施基準等の周知結果報告書」を作成し、委託者に速やかに提出すること。  
また、再委託先の周知結果の報告についても、同様とする。
  - (3) 業務に関して作成した記録は、受託者において保管（再委託先を含む）すること。
  - (4) 周知の実施時期については、対象者がその業務を実施する前に行うこと。
14. 業務代金の支払い  
業務終了後受託者が業務完了届を提出し、委託者が行う検査に合格した後、発注単位ごとに支払うこととする。  
なお、数量単位は小数点以下第1位止め（第2位四捨五入）とする。
15. その他  
仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、委託者担当係員と協議すること。
16. 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力（別添「環境方針」参照）  
受託者は本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。
- (1) 電車事業所庁舎等の使用にあたっては、節電、節水、各エネルギーの節約に努めること。
  - (2) ごみの減量、資源物のリサイクルに努めること。
  - (3) 使用する物品は、できるだけ環境に配慮したものを使用すること。
  - (4) 業務上使用する自動車については、環境に与える負荷の少ない運転を心掛けること。

# 業務着手届

年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社

理 事 長 藤 井 透

受託者 住 所  
会社名  
代表者

印

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

# 業務主任経歴書

業務名 \_\_\_\_\_

業務主任（氏名） \_\_\_\_\_（ \_\_\_\_\_ 歳）

## 1 職歴、法令による免許、資格

取得年月日	免許・資格

## 2 最近の主な業務経歴

履行期間	業務内容	発注者

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

受託者 住 所  
会社名  
代表者

印

作 業 日 誌  
【路面電車軌道敷路面外維持管理業務 指示第 号】

令和 年 月 日

下記のとおり、作業を実施しましたので報告します。

記

履 行 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

作 業 月 日 令和 年 月 日 ( ) 天候

No	項 目	単 位	数 量	累計数量

備考・作業場所等

業務主任 ㊟

主任技術者 ㊟

作 業 月 日 令和 年 月 日 ( ) 天候

No	項 目	単 位	数 量	累計数量

備考・作業場所等

業務主任 ㊟

主任技術者 ㊟



# 業務完了届

年 月 日

一般財団法人札幌市交通事業振興公社  
 理事長 藤井 透 様

住所  
 受託者 会社名  
 代表者名 印

業務名 \_\_\_\_\_

上記業務は、 年 月 日に完了いたしましたのでお届けします。

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名) 印
-----	-------	---------------------

課長	係長	主任	係	この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいでしょうか。  検査員 印

課長	係長	主任	係	<h2 style="margin: 0;">業務完了検査報告書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">検査員 印</p> <p style="margin: 0;">立会人 印</p>

上記業務の検査結果は、次のとおりであったので報告いたします。

請 負 代 金 額	円 (税込)	契 約 年 月 日	年 月 日
着 手 年 月 日	年 月 日	完 了 年 月 日	年 月 日
検 査 年 月 日	年 月 日	検 査 結 果	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格

備 考	
-----	--

## 路面電車軌道敷路面外維持管理業務

No.	名 称	規 格・形 質	単 位	数 量	直接業務費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費	設計単価	設計単価×数量	備 考
1	路面清掃(機械)	夜間軌道内 路面清掃車	回	20							
2	路面清掃(人力)	昼間軌道外	日	35							
3	排水施設清掃(暗渠)	夜間軌道内	m	400							
4	排水施設清掃(排水桝)	夜間軌道内	箇所	110							
5	輪縁路清掃	夜間軌道内	m	1,900							
6	輪縁路清掃(都心線曲線部)	夜間軌道内	m	1,000							
7	輪縁路清掃(側線)	昼間軌道外	m	800							
8	構内清掃	昼間軌道外 人力	回	1							
9	構内除草	昼間軌道外 肩掛式	回	1							
10	運搬費	昼間軌道外 建設汚泥	t	20							
11	運搬処理費	昼間軌道外 木くず	t	2							
12	交通誘導警備員(B)	昼間軌道内	人	30							
13	交通誘導警備員(B)	夜間軌道内	人	40							

計 業務価格

消費税(10%) \_\_\_\_\_  
業務委託

## 業務委託費内訳書

工種 / 種別 / 細別	単位	数量	単価	金額	摘要
業務価格					
軌道敷路面外維持管理	式	1			第1号内訳書
安全費	式	1			第2号内訳書
直接業務費計					
共通管理費	式	1			
純業務費					
現場管理費	式	1			
業務原価					
一般管理費	式	1			
業務価格					
消費税等相当額 10.00%	式	1			
業務委託費					

# 軌道敷路面外維持管理業務内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

第 1 号内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路面清掃(機械)	夜間軌道内 路面清掃車	回	20			単価算出調書 No.1
路面清掃(人力)	昼間軌道外	日	35			単価算出調書 No.2
排水施設清掃(暗渠)	夜間軌道内	m	400			単価算出調書 No.3
排水施設清掃(排水溝)	夜間軌道内	箇所	110			単価算出調書 No.4
輪縁路清掃	夜間軌道内	m	1,900			単価算出調書 No.5
輪縁路清掃(都心線曲線部)	夜間軌道内	m	1,000			単価算出調書 No.6
輪縁路清掃(側線)	昼間軌道外	m	800			単価算出調書 No.7
構内清掃	昼間軌道外 人力	回	1			単価算出調書 No.8
構内除草	昼間軌道外 肩掛式	回	1			単価算出調書 No.9
運搬費	昼間軌道外 建設汚泥	t	20			単価算出調書 No.10
運搬処理費	昼間軌道外 木くず	t	2			単価算出調書 No.11
合計						

# 安全費内訳書

一金 \_\_\_\_\_ 円

第 2 号内訳書

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
交通誘導警備員(B)	昼間軌道内	人	30			単価算出調書 No.18
交通誘導警備員(B)	夜間軌道内	人	40			単価算出調書 No.19
合計						

# 単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎	摘要		
1	(夜間軌道内) 路面清掃(機械)	回	円	路面清掃車	17.81 km/回 × 円/km = 円	【施工パッケージ】 法式リヤリストタンク2.5m3級 単価算出調書 No.12	
				諸雑費(まるめ)	1 式 = 円		
				計	円		
2	(昼間軌道外) 路面清掃(人力)	日	円	土木一般世話役	0.4 人 × 円 = 円	策定歩掛 2t横級 H30建設機械等 損料表 p.27 (労務費+機械損料)×15%	
				普通作業員	2.0 人 × 円 = 円		
				ダンプトラック損料	1.0 日 × 円 = 円		
				諸雑費(率+まるめ)	1 式 = 円		
				計	円		
3	(夜間軌道内) 排水施設清掃 (排水暗渠)	m	円	土木一般世話役	0.82 人 × 円 = 円	【施工パッケージ】 単価算出調書 No.13 単価算出調書 No.14 労務費×2%	
				普通作業員	3.27 人 × 円 = 円		
				排水管清掃車運転	5.48 時間 × 円 = 円		シキ式 タンク容量5.3~5.8m3
				側溝清掃車運転	5.48 時間 × 円 = 円		プロワ式 ホッパ容量4.5~5.0m3
				諸雑費(率+まるめ)	1 式 = 円		
				計 (100m当り)	円		
(1箇所当りの単価)	円						
4	(夜間軌道内) 排水施設清掃 (排水樹)	箇所	円	土木一般世話役	1.80 人 × 円 = 円	【施工パッケージ】 単価算出調書 No.14 (労務費+機械運転)×2%	
				普通作業員	7.87 人 × 円 = 円		
				側溝清掃車運転	14.58 時間 × 円 = 円		プロワ式 ホッパ容量4.5~5.0m3
				諸雑費(率+まるめ)	1 式 = 円		
				計 (100箇所当り)	円		
(1箇所当りの単価)	円						
5	(夜間軌道内) 輪縁路清掃	m	円	普通作業員	1.4 人 × 円 = 円	策定歩掛 単価算出調書 No.15	
				2tダンプトラック運転	2.7 時間 × 円 = 円		
				諸雑費(まるめ)	1 式 = 円		
				計 (100m当り)	円		
(1m当りの単価)	円						
6	(夜間軌道内) 輪縁路清掃(都心線曲線部)	m	円	普通作業員	2.4 人 × 円 = 円	策定歩掛 単価算出調書 No.15	
				2tダンプトラック運転	4.8 時間 × 円 = 円		
				諸雑費(まるめ)	1 式 = 円		
				計 (100m当り)	円		
(1m当りの単価)	円						
7	(昼間軌道外) 輪縁路清掃(構内)	m	円	普通作業員	1.4 人 × 円 = 円	策定歩掛 単価算出調書 No.16	
				2tダンプトラック運転	2.7 時間 × 円 = 円		
				諸雑費(まるめ)	1 式 = 円		
				計 (100m当り)	円		
(1m当りの単価)	円						
8	(昼間軌道外) 構内清掃(人力)	回	円	路面清掃(歩道等・人力)	5815 m2 × 円 = 円	【施工パッケージ】 歩道 少ない	
				諸雑費(まるめ)	1 式 = 円		
				計	円		
9	(昼間軌道外) 構内除草(肩掛式)	回	円	機械除草(肩掛式)・集草	842 m2 × 円 = 円	【施工パッケージ】 飛び石防護無し	
				諸雑費(まるめ)	1 式 = 円		
				計	円		
10	(昼間軌道外) 運搬費 (建設汚泥)	t	円	土砂等運搬	10 m3 × 円 = 円	【施工パッケージ】 現場制約あり人力 土砂 DID区間有 8.0km以下	
				計 (10m3(14t)当り)	円		
				(1t当りの単価)	円		

# 単価算出調書

番号	細目	単位	単価	算出の基礎			摘要	
11	(昼間軌道外) 運搬処理費 (木くず)	t	円	処理費(木くず)	5.5 t ×	円 =	円	駒岡清掃工場 【施工パッケージ】 現場制約あり人力 土砂 D1D区間有 10.5km以下
				土砂等運搬	10 m3 ×	円 =	円	
				諸雑費(まるめ)	1 式	=	円	
				計 (10m3(5.5t)当り)			円	
				(1t当りの単価)			円	
12	(夜間軌道内) 路面清掃作業	km	円	土木一般世話役	0.024 人 ×	円 =	円	国交省積算基準IV-3-⑤-1 路面清掃(機械清掃) ホッパ容量 2.5~3.1m3 単価算出調書 No.17 (労務費+機械経費)×9%
				普通作業員	0.037 人 ×	円 =	円	
				路面清掃車運転	0.23 時間 ×	円 =	円	
				諸雑費(率+まるめ)	1 式	=	円	
				計			円	
13	(夜間軌道内) 排水管清掃車 運転費	時間	円	一般運転手	0.15 人 ×	円 =	円	R2.2札幌市資材単価 ジェット式 容量5.3~5.8m3 H30建設機械等損料表 p.118
				軽油(1・2号)	7.9 l ×	円 =	円	
				排水管清掃車(ジェット式)	1 時間 ×	円 =	円	
				諸雑費(まるめ)	1 式	=	円	
				計			円	
14	(夜間軌道内) 側溝清掃車 運転費	時間	円	一般運転手	0.15 人 ×	円 =	円	R2.2札幌市資材単価 アロワ式 ホッパ容量4.5~5.0m3 H30建設機械等損料表 p.118
				軽油(1・2号)	9.4 l ×	円 =	円	
				側溝清掃車(ローリフロッ式)	1 時間 ×	円 =	円	
				諸雑費(まるめ)	1 式	=	円	
				計			円	
15	(夜間軌道内) 2tダンプトラック 運転費	時間	円	一般運転手	0.17 人 ×	円 =	円	R2.2札幌市資材単価 2t積載 H30建設機械等損料表 p.27 2t良好 H30建設機械等損料表 p.274
				軽油(1・2号)	3.8 l ×	円 =	円	
				ダンプトラック(普通ディーゼル)	1 時間 ×	円 =	円	
				タイヤ損耗費	1 時間 ×	円 =	円	
				諸雑費(まるめ)	=	円		
				計			円	
16	(昼間軌道外) 2tダンプトラック 運転費	時間	円	一般運転手	0.17 人 ×	円 =	円	R2.2札幌市資材単価 2t積載 H30建設機械等損料表 p.27 2t良好 H30建設機械等損料表 p.274
				軽油(1・2号)	3.8 l ×	円 =	円	
				ダンプトラック(普通ディーゼル)	1 時間 ×	円 =	円	
				タイヤ損耗費	1 時間 ×	円 =	円	
				諸雑費(まるめ)	=	円		
				計			円	
17	(夜間軌道内) 路面清掃車 運転費	時間	円	一般運転手	0.13 人 ×	円 =	円	国交省積算基準 I-6-①-1 建設機械運転労務等 国交省積算基準 IV-3-⑤-1 路面清掃工(機械清掃) R2.2札幌市資材単価 アロワ式 ホッパ容量2.5~3.1m3 H30建設機械等損料表 p.117
				助手(普通作業員)	0.13 人 ×	円 =	円	
				軽油(1・2号)	13 l ×	円 =	円	
				路面清掃車損料	1 時間 ×	円 =	円	
				計			円	
18	(昼間軌道内) 安全費	式	円	交通誘導員(B)	30 人 ×	円 =	円	
				計			円	
19	(夜間軌道内) 安全費	式	円	交通誘導員(B)	44 人 ×	円 =	円	
				計			円	

# 諸経費補正率算出調書

## 1 共通仮設費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	イメージアップ経費	(1) 仮設備関係に係る費用	×	
		(2) 営繕関係に係る費用	×	
		(3) 安全関係にかかる費用	×	
		(4) 地域とのコミュニケーションにかかる費用	×	
2	運搬費	(1) 建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
		(2) 鋼桁、門扉等工場製作品の運搬(直接工事費に計上)	×	
		(3) (1)、(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用	○	
3	準備費	(1) 準備及び後片付けに要する費用	○	
		(2) 調査・測量、丁張等に要する費用	○	
		(3) 準備として行う伐開、除根、除草、整地、段切り、すりつけ等に要する費用	×	
		(4) (1)～(3)に掲げるもののほか、工事施工上必要な費用	○	
4	事業損失防止施設費	(1) 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費及び当該仮施設の維持管理等に要する費用	×	
		(2) 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用	×	
5	安全費	(1) 安全施設等に要する費用	○	
		(2) 安全管理等に要する費用	○	
		(3) (1)から(2)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策に要する費用	○	
6	役務費	(1) 土地の借上げ等に要する費用	×	
		(2) 電力、用水等の基本料	×	
		(3) 電力設備用工事負担金	×	
7	技術管理費	(1) 品質管理のための試験等に要する費用	×	
		(2) 出来形管理のための測量等に要する費用	○	
		(3) 工程管理のための資料の作成等に要する費用	○	
		(4) (1)から(3)に掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用	×	
8	営繕費	(1) 現場事務所、試験室等の営繕に要する費用	×	
		(2) 労働者宿舎の営繕に要する費用	×	
		(3) 倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用	○	
		(4) 労務者の輸送に要する費用	○	
		(5) 上記(1)～(3)に係る土地・建物の借上げに要する費用	×	
		(6) 監督員詰所及び火薬庫の営繕に要する費用	×	
		(7) (1)～(6)に掲げるもののほか工事施工上必要な営繕に要する費用	×	
適用項目による補正		30項目中12項目適用 12/30=0.40⇒ 40.00%		40.00 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.5



## 2 現場管理費率の補正

No	項目	内 容	適用	備考
1	労務管理費	(1) 募集及び解散に要する費用	○	
		(2) 慰安、娯楽及び厚生に要する費用	○	
		(3) 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用	○	
		(4) 賃金以外の食事、通勤等に要する費用	○	
		(5) 労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用	○	
2	安全訓練等に要する費用	現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用	○	
3	租税公課	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課	○	
4	保険料	(1) 自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く)	○	
		(2) 工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、	○	
		(3) その他の損害保険の保険料	○	
5	従業員給料手当	現場従業員の給料、諸手当及び賞与	○	
6	退職金	現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額	○	
7	法定福利費	現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額	○	
8	福利厚生費	現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用	○	
9	事務用品費	事務用消耗品、新聞、参考書等の購入費	×	
10	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	△	0.5計上
11	交際費	現場への来客等の対応に要する費用	×	
12	補償費	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損失に係る補償費。	△	0.5計上
13	外注経費	工事施工を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費	×	
14	工事登録等に要する費	工事実績等の登録等に要する費用	×	
15	動力・用水光熱費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用	×	
16	雑費	1～15までに属さない諸費用	○	
適用項目による補正		22項目中16項目適用 16/22=0.72727 ⇒ 72.73%		72.73 %
施工地域等の補正		大都市補正(道路維持工事)		1.2

### 3 一般管理費率の補正

No	項目	内容	適用	備考
1	役員報酬	取締役及び監査役に対する報酬	○	
2	従業員給料手当	本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与	○	
3	退職金	退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金	○	
4	法定福利費	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額	○	
5	福利厚生費	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被覆、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用	○	
6	修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等	○	
7	福利厚生費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費	○	
8	通信交通費	通信費、交通費及び旅費	○	
9	動力、用水光熱費	電力、水道、ガス、薪炭等の費用	△	0.5計上
10	調査研究費	技術研究、開発等の費用	△	0.5計上
11	広告宣伝費	広告、公告、宣伝に要する費用	○	
12	交際費	本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用	○	
13	寄付金		○	
14	地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料	○	
15	減価償却費	建物、車輛、機械装置、事務用備品等の減価償却額	○	
16	試験研究費償却	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額	×	
17	開発費償却	新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額	×	
18	租税公課	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課	○	
19	保険料	火災保険その他の損害保険料	○	
20	契約保障費	契約の保障に必要な費用	×	
21	雑費	電算等経費、社内打合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用	○	
	適用項目による補正	21項目中17項目適用 17/21=0.80952 ⇒ 80.95%		80.95 %
	前払金に対する補正	計上しない		0.0%
	契約保証に係る補正	補正しない		0.0%

4 業務委託費算出(諸経費の算出)

直接業務費	0			
	通常経費	補正率	補正值	補正後
共通仮設費率				
現場管理費率				
一般管理費率				

共通仮設費率	直接業務費			
	道路維持工事			
	共通仮設費率			
	補正	共通仮設費率	補正率	補正共通仮設費率

現場管理費率	純業務費			
	道路維持工事			
	現場管理費率			
	補正	現場管理費率	補正率	補正現場管理費率

一般管理費率	業務原価			
	一般管理費率			
	補正	一般管理費率	補正率	補正一般管理費率

	金額
直接業務費	
共通仮設費率	
共通仮設費	
純業務費	
現場管理費率	
現場管理費	
業務原価	
一般管理費率	
一般管理費	
業務価格	
消費税率	
消費税相当額	
業務委託価格	

# 環境方針

## 1 基本理念

札幌市役所は、市内で最大規模の事業者として、また、市民や事業者の先導役となるべく、環境マネジメントシステムを活用し、エネルギー使用量やエネルギー経費等の削減に継続して努めてきました。

一大消費都市である札幌市は、多くのエネルギーや生物資源を消費することから、地球環境への負荷を継続的に低減していくためには、すべての市民や事業者の皆様の理解とそれぞれのライフスタイルや事業活動の見直しなどの具体的な行動が必要です。

私は、積雪寒冷地である札幌の地域特性を踏まえた省エネ技術や再生可能エネルギーを積極的に活用し、環境マネジメントシステムの継続的改善を図ることにより、全庁一丸となって、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、市民、企業、行政の総力である「市民力」を結集し、低炭素型のまちづくりや、生物多様性の保全に取り組むことで、自然と共生する快適な都市「環境首都・札幌」、さらには、「魅力と活力にあふれた暮らしやすい街」さっぽろの実現を目指してまいります。

## 2 環境保全行動への基本方針

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、環境配慮の取組を推進し、特に以下の項目に重点的に取り組むことにより、環境への負荷を継続的に低減し、まちの魅力を向上させます。

- 1 省エネルギーの取組及び新エネルギーの導入を推進します。
- 2 廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進します。
- 3 環境負荷の少ない製品やサービスの利用を推進します。
- 4 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 5 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。
- 6 生物多様性の保全に向けた取組を推進します。
- 7 環境保全の取組をすすめ、地域経済の発展につなげていきます。

この環境方針及び環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

平成27年9月1日

札幌市長 秋元 克広